

令和 4 年第 4 回小城市議会臨時会提案理由
(令和 4 年 10 月 28 日開会)

本日ここに、令和 4 年第 4 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度小城市一般会計補正予算（第 7 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1 億 8,857 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 225 億 5,428 万 5 千円としたものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費でございますが、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」につきまして

は、支援金の申請期限が、9月末から12月末までに3か月間延長されたことに伴い、扶助費などを追加したものでございます。

次に、新規事業でございますが、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業」につきましては、燃油や物価が高騰している中で、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付するための扶助費及びそれに伴う事務経費を計上したものでございます。

第9款 消防費でございますが、「防災対策事業」につきましては、本年9月の台風等の水防配備や避難所設置・運営に伴う、時間外勤務手当につきまして、予算が不足する見込みとなりましたので、追加したものでございます。

以上、歳出の内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金、諸収入を計上し、財政調整基金繰入金により財源を調整したものでございます。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月13日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、

議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第58号 小城市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、住民票の写し等について多機能端末機による交付手数料を減額し、コロナ禍における物価高騰対策とともに、個人番号カードの普及促進と多機能端末機による交付促進を図るため、小城市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア設置の多機能端末機から取得できる住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書及び所得課税証明書の交付手数料について、令和5年1月1日から令和6年3月31日までの期間限定で250円を100円に減額するものでございます。

次に、議案第59号 令和4年度小城市一般会計補正予算(第8号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1億3,155万8千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ226億8,584万3千円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明

申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）の追加交付に伴う事業の補正予算を計上するものでございます。

第3款 民生費の「高齢者福祉総務費」、「障害者福祉総務費」、「病児・病後児保育事業」、「児童福祉総務費」、それから第4款 衛生費の「保健衛生事務費」でございますが、これらは燃油など、物価高騰の影響を受けながらも、地域の安心・安全のために医療・介護・保育施設等の運営を継続されている事業者に対し、一時金として一律10万円の報償費などを計上するものでございます。

第6款 農林水産業費でございますが、「水田営農等肥料価格高騰対策支援事業」、「果樹等生産資材価格高騰対策支援事業」、「畜産業飼料等価格高騰対策支援事業」、「海苔養殖漁場環境改善緊急対策事業」、「水産業燃油等価格高騰対策支援事業」、「水産業生産資材価格高騰対策支援事業」につきましては、農業、畜産業、水産業の物価高騰に対する支援としての給付金・補助金及びそれに伴う事務経費を計上するものでございます。

第10款 教育費でございますが、「生涯学習センター管理事業」、「三日月図書館管理運営事業」、「小城図書

館管理運営事業」、「小城文化センター施設運営事務」につきましては、それぞれの施設にある畳について、新型コロナウイルス感染症の感染対策として抗菌畳への入れ替え費用を計上するものでございます。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金、使用料及び手数料などを計上し、財政調整基金繰入金により財源を調整するものでございます。

次に、報告第9号 専決処分の報告についてでございますが、令和4年7月17日、市が管理する市道一本松・松葉線で、相手方車両が走行中に舗装端部^{たんぶ}が崩壊し、車両のバンパーなどを損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和4年10月11日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今臨時会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。